

Blue Information Guide

B・I・G いちがわ



発行：公益社団法人市川青色申告会 市川市八幡1-2-20 電話：333-0111(代) FAX：333-0330
 発行人：石井菊治郎 編集：会報委員会 ホームページ：http://www.itikawa-airo.or.jp

確定申告お疲れ様でした

1月から始まった申告相談は、利用者延べ人数2928名(進会

員含む)、e-Taxでの申告件数《所得税》2330名《消費税》202名、合計2532名、会員皆様のご協力いただき有難うございました。国税電子申告納税システムが幅広く広報されたこと、令和2年分から青色申告特別控除額変更、新型コロナウイルス感染症の影響等で、e-Taxを利用する会員の姿がより多くみられました。

さらに、広報委員会

による巡回広報活動など、大変お疲れさまでした。

この申告期間中、24名の方が入会されました。新規会員の皆様方におかれましては、会を十分にご利用・ご活用していただき、青色申告を申請された方は、記帳の準備をされます様お願い申し上げます。

近年、税制改正・パソコン会計・電子申告・電子保存帳簿法・インボイス制度と急速な変化と発展の中でサービス向上を目指してまいりますので、会員皆様のご理解とご協力をお願い致します。



第11回通常総会の開催に向けて、 出欠確認書(はがき)の返信にご協力をお願い致します

5月24日(水)の総会に向け、例年通り、総会資料と出欠確認書(兼委任状)はがきを同封しております。総会の実現に向け、氏名・会員番号をご記入の上、必ずはがきをご返送下さい。欠席する場合も氏名・会員番号を記入し、事務処理の都合上、なるべく5月19日までにご返送下さいますようお願い致します。(その後、総会までに到着したはがきも有効なものとして扱います)総会会場等では引き続き新型コロナウイルス感染症拡大防止の為、役職員等関係者はマスク着用させていただきますが、総会並びに意見交換会に参加の方は、厚生労働省が「マスクの着用は個人の判断が基本となる」旨を公表していますので、ご自身でご判断していただきご参加下さいますようお願い致します。総会当日は、一部読み上げを省略する箇所もございますので、総会出席の方は、事前に総会資料をお読みいただき、ご質問等ございましたら、文書にて5月19日までにお願い致します。当日は同封の総会資料をご持参下さい。

- ◆開催日◆ 令和5年5月24日(水)
- ◆時間◆ [受付]午後2時40分 [開会]午後3時10分～
- ◆会場◆ 市川グランドホテル(市川市市川1-3-18 JR総武線「市川駅」北口より徒歩3分)
- ◆議事◆ 第1号議案 令和4年度 事業報告承認の件
 第2号議案 令和4年度 会計報告及び監査報告承認の件
 第3号議案 任期満了に伴う役員を選任の件(案)
- ◆意見交換会会費◆ 1,000円(意見交換会に出席される場合、会費がかかります)

※ 第11回通常総会及び議案書にご質問等がある場合、文書にてなるべく5月19日までにお願い致します。



5月24日(水)は、総会につき事務局は休みになります。

ホームページアドレス <http://www.itikawa-airo.or.jp>

青色申告の特典

青色申告の特典は種々ありますが、その中で皆様が多く利用されているのは次の様なものです。

【青色申告特別控除】

①55万円の青色申告特別控除

この55万円の控除を受けるための要件は、次のようになっています。

- (1) 不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営んでいること。
- (2) これらの所得に係る取引を正規の簿記の原則(一般的には複式簿記)により記帳していること。
- (3) (2)の記帳に基づいて作成した貸借対照表及び損益計算書を確定申告書に添付し、この控除の適用を受ける金額を記載して、法定申告期限内に提出すること。

(注1) 現金主義によることを選択している人は、55万円の青色申告特別控除を受けることはできません。

2 不動産所得の金額又は事業所得の金額の合計額が55万円より少ない場合には、その合計額が限度になります。ただし、この合計額とは損益通算前の黒字の所得金額の合計額をいいますので、いずれかの所得に損失が生じている場合には、その損失をないものとして合計額を計算します。

3 不動産所得の金額、事業所得の金額から順次控除します。

②65万円の青色申告特別控除

この65万円の控除を受けるための要件は、次のようになっています。

- (1) 上記①の要件に該当していること。
- (2) 次のいずれかに該当していること。
 - ・その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、電子帳簿保存(下記〈参考〉参照)を行っていること(※)。
 - ・その年分の所得税の確定申告書、貸借対照表及び損益計算書等の提出を、確定申告書の提出期限までにe-Tax(国税電子申告・納税システム)を使用して行うこと。

(参考)

納税者の事務負担やコストの軽減などを図るため、各税法で保存が義務付けされている帳簿書類については、一定の要件の下で、コンピュータ作成の帳簿書類を紙に出力することなく、ハードディスクなどに記録した電子データのままで保存できる制度があります。なお、令和4年1月1日から、帳簿書類を電子データのままで保存する場合に必要な税務署長の事前承認が不要となります。詳しくは、電子帳簿保存法関係をご覧ください。

(※) 令和4年分以後の青色申告特別控除額(65万円)の適用を受けるためには、その年分の事業における仕訳帳および総勘定元帳について優良な電子帳簿の要件を満たして電子データによる備付けおよび保存を行い、一定の事項を記載した届出書を提出する必要があります。なお、既に電子帳簿保存の要件を満たして青色申告特別控除(65万円)の適用を受けていた方が、令和4年分以後も引き続き当該要件を満たしている場合には、一定の事項を記載した届出書を提出する必要はありません。

③10万円の青色申告特別控除

この控除は、上記①及び②の要件に該当しない青色申告者が受けられます。

(注1) 不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の合計額が10万円より少ない場合には、その金額が限度になります。ただし、この合計額とは損益通算前の黒字の所得金額の合計額をいいますので、いずれかの所得に損失が生じている場合には、その損失をないものとして合計額を計算します。

2 不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額から順次控除します。

(措法25の2、措通25の2-1)

【専従者給与】

青色申告者と生計を一にしている配偶者やその他の親族のうち、年齢が15歳以上で、その青色申告者の事業に専ら従事している人に支払った給与は、事前に提出された届出書に記載された金額の範囲内で専従者の労務の対価として適正な金額であれば、必要経費に算入することができます。なお、青色事業専従者として給与の支払を受ける人は、控除対象配偶者や扶養親族にはなれません。

(注) この特典を受ける為には、「青色専従者給与に関する届出書」を管轄税務署に提出する必要があります。なお、事業的規模でない不動産貸付業を営む方は、青色専従者給与の適用を受けることはできません。

【純損失の繰越しと繰戻し】

青色申告をされている方については、事業から生じた純損失の金額を、翌年以後3年間にわたって、順次各年分の所得金額から差し引くことができます(純損失の繰越し)。

また、前年も青色申告をされている場合は、純損失の繰越しに代えて、その損失額を前年分の所得金額に繰戻して控除し、前年分の所得税額の還付を受けることもできます(純損失の繰戻し)。

(注) 純損失の繰戻しは、損失が生じた年分の確定申告書及び純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付請求書を確定申告期限までに提出する必要があります。

新規入会された会員の皆様、確定申告お疲れ様でした。ご入会、心から歓迎します。申告が初めての方や、これまで白色申告をされていた方は、青色申告についてあまり理解できない方もいらっしゃるのではないのでしょうか？

青色申告制度は、申告納税制度の根幹を成すものとして、昭和25年に導入され、多くの方が利用されています。青色申告は、日々の取引を所定の帳簿に記帳し、その記帳に基づいて正しい申告をすることで、税金の面でいろいろ有利な特典を受けられることができます。その関係書類を一定期間(法定帳簿は7年間・帳簿代用書類は5年間)保存することを要件とします。節税効果のある青色申告を始めませんか？

パソコン会計ソフトの利用を検討されている方は、青色申告会の会計ソフト『ブルーリターンA』をお勧めしています。令和5年分の記帳できる会計ソフト『ブルーリターンA単年版』を無料で一度だけ差し上げます。興味のある方は、7~8月ごろに配布予定しておりますので、事務局までご連絡ください。(無くなり次第、配布終了となります。)(他の会計ソフト(やよいオンラインやMFクラウド等)を使用の場合、会費とは別途手数料

がかかる場合もあります。当会で開催される記帳相談会・決算相談会、青色共済・小規模企業共済加入受付・倒産防止共済(経営セーフティ共済)加入受付・研修旅行等、様々な活動を会報でご案内いたします。令和5年分の申告をスムーズに行うためにも、日頃から青色申告会をご利用下さい。毎年9月・11月には、記帳確認月間(仮決算)として確認を行っております。職員一同心よりお待ちしております。

自動車税(種別割)は納期限までに納めましょう

自動車税(種別割)の納期限は5月31日(水)です。5月1日(月)に千葉県自動車税事務所から納税通知書が送付されますので、最寄りの金融機関、コンビニエンスストア等で、納期限までに納めましょう。

eマークの付いた通知書は、地方税お支払サイトからのクレジットカード払い、インターネットバンキング、ダイレクト納付による口座振替等を利用できます。各種スマホ決済アプリでのお支払は、eL-QR(QRコード)を読み取ることにより、利用可能です。詳しくは納税通知書に同封のしおりをご覧ください。

〈問合せ先〉・千葉県自動車税事務所 043(243)2721
・千葉県船橋県税事務所 047(433)1275



【納付方法QRコード】



好評につき今年も開催決定！！ 事前予約制による『インボイス制度』説明会

令和5年10月1日から『適格請求書等保存方式(インボイス制度)』が導入されます。適格請求書発行事業者(登録事業者)のみが適格請求書(インボイス)を交付することができます。《施行日(令和5年10月1日)に登録を受けようとする事業者が申請期限である令和5年3月31日後に提出する登録申請書の取扱いについては、閣議決定に基づき、当該事業者が令和5年4月1日以後に困難な事情の記載がない登録申請書が提出されたとしても、令和5年9月30日までの申請については、インボイス制度が開始する令和5年10月1日を登録開始日として登録されることとなります。》なお、インボイス制度への対応には会員の皆様において各種準備が必要となるほか、登録通知が届くまで一定の期間を要することとなりますので、登録をお決めの方はお早めの申請をおすすめします。『インボイス制度』は売上1,000万円以下の免税事業者も対象となる可能性がありますので、この機会に是非ご参加下さい。事前予約になります(定員20名程度)。

1. 開催日時等

免税事業者を対象(消費税の概要、申請も含む)

6月15日(木)	14:00~14:45
----------	-------------

2. 会場

(公社)市川青色申告会 会館

3. 定員

20名程度

4. 予約方法

市川青色申告会(047-333-0111)で受付します。
(受付時間: 平日9~17時)

※本説明会は、市川税務署との共催です。

専従者給与・給与支払いをしている事業主の方へ

「源泉所得税」について

令和5年1月~6月までの給与所得の源泉所得税の納

期の特例の納付期限は、**7月10日(月)**で

す。ご相談の際は、全従業員(専従者)の一人別徴収簿

等をご持参下さい。納付金額が、**0円でも納付書を税**

務署に提出となります。初めて『源泉所得税』を納め

る方など、不明な点がある方は、早めにご相談下さい。

※納付期限を過ぎて納付すると「延滞税」や「不納付加算税」がかかる場合がありますので、気を付けて下さい。

簿記講座 & パソコンセミナーのご案内

(公社)市川法人会と共催の『令和5年度第1回簿記講座(初級者コース)』『パソコンセミナー(ワード初心者コース)』を開催致します。お気軽にお申込み下さい。日時・受講費等の詳細は、別紙申込書『簿記講座開催のお知らせ』『パソコンセミナーのご案内』をご覧ください。

※お申し込みは、(公社)市川法人会へFAX、または郵送にてお申し込み下さい。

事務局からのお知らせ

- ◆ 今回の会報に「総会資料」と「出欠確認書(兼委任状)はがき」同封しました。事務処理の都合上、なるべく5月19日までにご返送下さい。(その後、総会までに到着したもののみ有効なものとして扱います)
- ◆ 総会のため、**5月24日(水)は閉館させていただきます。**
- ◆ ゴールデンウィーク期間のお休みについて、**4月29日(土・祝)～5月7日(日)まで**お休みさせていただきます。ご不便をおかけしますが、何卒よろしくお願い致します。
- ◆ 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、今後状況により休業および業務時間等の変更がある場合があります。ご来所の際は、お電話にてご確認お願い致します。ご理解のほどよろしくお願い致します。

移動研修旅行について

新型コロナウイルス感染症により中止になっていました「移動研修旅行」ですが、9月に行くことが決定致しました!! 只今、厚生事業委員会が旅行先を検討中!! 詳細は、次回会報7月号とホームページに掲載予定であります。



年会費のお知らせ

令和5年度年会費の口座振替日は

6月20日(火)

令和元年度より年会費は15,000円になっております。口座振替の方は、預貯金残高のご確認をお願い致します。それ以外の方には「郵便払込用紙」を送りますので、期日までにお振込みをお願い致します。

※屋号でのお振込はご遠慮下さい。

※住所変更、振替口座変更等がありましたら、事務局までご連絡下さい。

※口座振替の方で、銀行によっては「C-NET」・「CUC」・「クレジット」・「リコーリース」等になる場合がございます。

記帳相談会(行徳・浦安)のお知らせ

下記日程にて、記帳相談会を行います。記帳相談会は **事前予約制** です。必ず電話予約をしてお越し下さい(047-333-0111)。予約がされていないと対応できない場合がございます。ご相談の際には必ず「会員証」をご提示下さい。新型コロナウイルス感染症拡大等により、記帳相談会が中止になる場合がございますことをご了承下さい。

※12時から13時までは休憩時間となります。

※相談会場ではパソコンの台数に限りがありますので、ご持参できる方はお持ち下さい。

※下記の日程に都合がつかない方は、八幡事務局にご来所下さい。

※9月以降の記帳相談会の日程は、ホームページに掲載致します。

行徳文化ホール | & | 【予約制】

所在地：市川市末広1-1-4 8

(行徳公民館ではありません)

6月27日(火) 13～16時 会議室1

【受付時間は15時まで】

※7・8月は行徳への出張はありません

中央公民館【予約制】

所在地：浦安市猫実4-18-1 【受付時間は14時まで】

7月 4日(火) 10～15時 第2会議室

9月 22日(金) 10～15時 第2会議室

10月 11日(水) 10～15時 第1会議室

11月 9日(木) 10～15時 第1会議室

12月 5日(火) 10～15時 第2会議室

※8月は浦安への出張はありません